

建築士定期講習の受講者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染の広がり等の状況により

講習会の延期の場合がございます。

その際には(公財)建築技術教育普及センター及び受付窓口の(一社)宮城県建築士事務所協会のホームページにてお知らせいたしますので、ご確認ください。

ご受講の際は下記のご協力をお願い致します

① マスクの着用

マスクの準備はございませんので各自ご持参願います。

② こまめな手洗い・手指の消毒

石鹸での手洗いと、会場入口に消毒液を設置しておりますので
こまめに手洗いと消毒をお願い致します。

③ 咳エチケットをお守りください。

咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチを使って口や鼻を
押さえてください。

④ 体調がすぐれない方はご受講をご遠慮ください。

追加開催を計画いたしますので、無理なさらず日程変更をご案内いたします。

⑤ 会場内の静粛保持

《講習開催につきましては》

- 換気の悪い密閉空間にしないよう換気を行う
- 受講者同志の座席間隔を空けて設定する
- 会場には手指消毒用のアルコール等を設置する

等、注意を払っての開催計画としております。

令和2年度 一級/二級/木造 『 建築士定期講習 』 開催のご案内

(主 催) 国土交通大臣登録講習機関 (公財)建築技術教育普及センター
 (運営担当団体) (一社)宮城県建築士事務所協会 / (一社)日本建築士事務所協会連合会

建築士事務所に所属する建築士は、3年以内に国土交通大臣の登録を受けた登録機関が行う建築士定期講習を受講することが義務付けられています。(今年度は平成29年度に受講された方の更新年度となります。)

1、受講申込書配布

前回(平成29年度)に(公財)建築技術教育普及センター主催の建築士定期講習を受講された方は、プレ印刷された受講申込書が郵送されます。(令和2年4月)

- ・ホームページからダウンロード (公財)建築技術教育普及センター <https://www.jaeic.or.jp/>
- ・(一社)宮城県建築士事務所協会 事務局にて直接受取 (ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

2、受講申込受付 (郵送受付のみ) ※新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、郵便受付と致します。

(1) 申込先 (一社) 宮城県建築士事務所協会

(お問合せ先) 〒980-0011 仙台市青葉区上杉2丁目2番40号 TEL 022-223-7330

※受講票返信用の84円切手を貼った宛先明記の封筒(長3封筒)を同封してください。

※受講票の発送は当該講習日の10日前頃となります。

(2) 期 間 令和2年4月1(水)~定員次第締切

(定員に達した場合や延期の場合は締切となりますのでホームページをご確認ください。)

3、受 講 料 12,980円 (消費税込み、テキスト代含む)

4、講 習 会 (開催日・会 場・定 員・会場コード)

開催日	会 場	定 員	会場コード
令和2年7月30日(木)	宮城県建築設計会館(3F会議室)	40名 30名	1D-52
令和2年8月26日(水)	フォレスト仙台(2Fフォレストホール)	150名 82名	1D-53
令和2年10月6日(火)	フォレスト仙台(2Fフォレストホール)	150名 82名	1D-54
令和2年11月10日(火)	宮城県建築設計会館 (3F会議室)	40名 30名	1D-55
令和2年11月25日(水)	フォレスト仙台(2Fフォレストホール)	150名 82名	1D-56

※追加の講習会につきましては、随時ホームページにてお知らせいたします。

締切

(講習会場住所)

■フォレスト仙台(仙台市青葉区柏木1-2-45) / ■宮城県建築設計会館(仙台市青葉区上杉2丁目2-40)
 講習時間割(予定) ※都合により変更になる場合がございます。 ※途中休憩が入ります。

時 間	項 目	項 目【 内 容 】	時 間
8:40~9:00	受付開始		20分
9:00~9:05		受 講 説 明 (注意事項説明)	5分
9:05~10:20	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目 1 (1. 最近の建築関係法令の動き)	75分
10:30~11:30	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目 2 (2. 建築基準法 / 3. 建築士法)	60分
11:40~12:25	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目 3 (別冊テキスト)	45分
12:25~13:25		休 憩 (昼 食)	60分
13:25~15:35	講 義	設計及び工事監理に関する科目	120分
15:45~15:50		修了考査説明【注意事項説明】	5分
15:50~16:50 (60分)	修了考査 (テキスト参照) 正誤方式	一級建築士 (40問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目
		二級建築士 (35問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建物を除く)の設計及び 工事監理に関する科目
		木造建築士 (30問)	・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建物を除く) の設計及び工事監理に関する科目

注意: 国土交通省の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、開催中止や日程変更が生じる場合があります。
 その場合には(公財)建築技術教育普及センターのホームページ等でご案内しますのでご注意ください。